

令和 8 年度 若年技能者人材育成支援等事業推進計画

実施要領	実施計画の内容
1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等	
(1) ものづくりマイスターの開拓	技能尊重の気運の醸成、若年技能者の人材育成・確保を図るため、一定水準の技能を有する熟練技能者を「ものづくりマイスター」として認定し、中小企業や工業高校等学校に派遣し、実技指導やものづくり教室等を実施します。 ○業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行います。 ○目標とするものづくりマイスターの認定件数や活動件数を踏まえて、地域のニーズや登録されているものづくりマイスターの職種・人数を勘案し、とりわけニーズの多い職種に対してマイスターの不足が生じないように開拓を行います。 ○関連する企業等の退職予定者等の情報収集に努めるとともに、既存のマイスターからの候補者情報の収集、ものづくりマイスターの要件を満たす者が多数在籍している企業、大阪府技能士会連合会、当協会が実施する職業訓練指導員講習会参加者、事業者団体への広報等、当協会の有する幅広いネットワークを最大限活用し、企業を訪問する等により開拓を行います。 ○過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して活動意思の確認を行い、その結果に基づき必要に応じてデータの削除を行うなど、最新の登録者情報の管理に努めます。
(2) ものづくりマイスターへの説明	○新たに認定を受けたものづくりマイスターに対し、免除基準に該当する場合を除き、実技指導の開始前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。
(3) 申請書類等の取りまとめ	○ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、申請書類を取りまとめてセンターに提出します。

(4) ものづくりマイスターに対する研修	○新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の活動報告書の作成方法等の事務を含む指導技法等講習を実施します。 ア 開催頻度 実施予定：12月・2月 イ 研修内容 ○ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるよう、センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用するとともに、必要に応じて個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接し方の知識付与や実技指導の派遣依頼元の意見等を踏まえた内容の講習とします。 ○過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、活動意思の確認を行い、必要に応じて最新の指導技法等に係る講習の最新版のテキスト・事例集等の情報提供を行います。 ウ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 センターが実施する指導技法等講習の講師養成研修と事例発表・意見交換会に、適任のものづくりマイスターの参加を促します。
2 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	○コーディネーター（2名）を配置し、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣のコーディネート等を実施します。 ○技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣のコーディネート等を行います。 ○中小企業等を訪問し、企業等が求めている実技指導のニーズや受講者のレベル等を確認し、ものづくりマイスター等の指導内容とミスマッチが生じないようにするなど、効果的な指導内容となるよう調整します ○また、巡視等適宜状況確認を行い、必要に応じて指導方法等の改善を依頼するなどフォローを行います。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）等 ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）等	○中小企業・業界団体及び工業高校等学校及び専修学校・各種学校等に対し、ものづくりマイスター及び熟練技能者を派遣し、実技指導を行います。 指導対象者は、主に15歳から35歳未満の若年技能者として。ただし、35歳以上であって当該職種の技能が十分でないと認められる者については対象としますが、35歳以上の者のみを集めて指導を行うなど本事業の趣旨から逸脱することのないよう留意します。 ○コーディネーターによる企業への訪問や商工会議所のセミナー、さらには技能検定試験に係る関係団体・企業への説明会など、様々な機会をとらえてものづくりマイスターの派遣制度を説明し活用を促すことにより、新規利用企業等の開拓に努めます。

	○採択に関しては、新規企業等を優先し、また過去に実績のある企業等については、派遣目的・受講者数・技能レベル等を考慮し採択するなど、予算の範囲内で最大の事業効果が得られるよう調整を行います。 ○大学や専門学校等への新規派遣に向けては、これまで培ってきた協会のネットワーク等を活かし、マイスター制度活用のメリット等の広報に努めるなど、様々な機会を通じて制度の活用を促します。 <ものづくりマイスター等の派遣先> ①②中小企業・業界団体 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用して実技指導を行います。 【活動目標】 企 業 数：22 件 ものづくりマイスターの活動数：1,760 人日 ③工業高等学校及び専修学校・各種学校 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用して実技指導を行います。 【活動目標】 校 数：19 件 ものづくりマイスターの活動数：1,330 人日
(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 ○地域若者サポートステーション事業の支援対象者であるニートの若者等について、サポートステーションから協力要請があった時は可能な限り協力します。 【活動目標】 件 数：1 件 ものづくりマイスターの活動数：10 人日 イ 小中学校等の児童・生徒等に対する「ものづくりの魅力」発信 ○将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、小中学校等において児童・生徒(工業高校等の学生を除く)や教師、保護者等に対するものづくりの実演、魅力を伝えるものづくり教室(講義を含む)を実施します。 ○指導にあたっては、ものづくりマイスターや熟練技能者、技能五輪国際大会の成績優秀者等による指導や体験等が、どのように職業に結び付くのかについて、自身の職業、仕事の内容等を説明し、技能・ものづくりの魅力が児童・生徒等に伝わるよう取組みを進めます。

	<ものづくりマイスターの派遣> 【活動目標】 件 数：7 件 ものづくりマイスターの活動数： 924 人日 <熟練技能者の派遣> 【活動目標】 件 数：7 件 熟練技能者の活動数：168 人日 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する 「ものづくりの魅力」発信 ○公共施設や民間施設を活用して、小中学生から保護者・地域住民 等幅広い年齢層にもものづくり教室を実施し、ものづくり体験の機会を 提供することにより、ものづくりの楽しさや技能の大切さ、マイスターや 技能士の技能の素晴らしさについてより理解を深め、参加者が将来 ものづくりの仕事を目指す契機とします。 《小規模イベント》 <ものづくりマイスターの派遣> 【活動目標】 件 数：3 件 ものづくりマイスターの活動数： 360 人日 <熟練技能者の派遣> 【活動目標】 件 数：3 件 熟練技能者の活動数： 90 人日 《大規模イベント》 <ものづくりマイスターの派遣> 【活動目標】 件 数：1 件 ものづくりマイスターの活動数： 912 人日 <熟練技能者の派遣> 【活動目標】 件 数：1 件 熟練技能者の活動数：48 人日
--	--

3 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	ア 技能五輪全国大会の予選会の実施 ○技能五輪全国大会の予選会の活性化や若年者の技能レベルの向上を図るため、多くの企業・教育訓練機関等に対して、予選会の参加に向けた働きかけを行い、予選会を大阪府職業能力開発協会と共同で実施します。 【予選参加人数（目標）】 【美容】 第1四半期4月下旬：3名程度 【西洋料理】 第1四半期5月上旬：3名程度 【造園】 第4四半期2月中旬：3名程度 3職種9名程度 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関等に所属する参加選手とその指導者等の旅費と工具等運搬費(選手のみ)の支援を行い、中小企業や教育訓練機関等からの大会への参加を促進します。 【技能五輪全国大会(愛知県)】 日時：12月4～7日 対象：選手20名程度 指導者8名程度 【若年者ものづくり競技大会(富山県)】 日時：8月1日・2日 対象：選手10名程度 指導者5名程度
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施	○技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和8年度の卓越した技能者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	○令和8年度も新規認定が行われないため、事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合は、センターに問い合わせるよう伝えます。
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置	○職業能力開発主管課、教育委員会、労働局、労使団体等を委員とした地域技能振興コーナー主催の連携会議を設置します。
(2) 連携会議の開催回数	○年2回開催 ○年度当初に、実施計画を踏まえたものづくりマイスター等の派遣やものづくり魅力発信、技能振興の取組み、事業実施にあたっての連携、協力の在り方等について意見交換を行い、方針を決定します。 年末には、当年度の事業実施状況を報告し、次年度に向けた改善事項等、次年度の計画策定のための意見を聴取します。

(3) 都道府県労働局との連携	○連携会議等の場を活用し、連携方策について意見を聴取します。 また、5 月中に労働局職業安定部を訪問し、意見交換を行うとともにハローワークへのものづくりマイスター制度の周知、ハローワークが開催するイベント等での広報について協力を依頼します。 ○労働局が開催する高校生向け合同求人説明会や就職フェア等の場において、出展企業や学校関係者に対して、リーフレット等により制度を周知するとともに活用を働きかけます。												
5 活動目標													
	【ものづくりマイスターの活動数（延べ日数）】 <table border="0"> <tr> <td>・中小企業・業界団体</td><td>1,760 人日</td></tr> <tr> <td>・工業高校等学校及び専修学校等</td><td>1,330 人日</td></tr> <tr> <td>・地域若者サポートステーション</td><td>10 人日</td></tr> <tr> <td>・小中学校等の児童・生徒等</td><td>924 人日</td></tr> <tr> <td>・小中学校等の児童・生徒を主とした 不特定多数の者等</td><td>1,272 人日</td></tr> <tr> <td></td><td>計 5,296 人日</td></tr> </table> 【ものづくりマイスター新規認定者数】 20 人以上	・中小企業・業界団体	1,760 人日	・工業高校等学校及び専修学校等	1,330 人日	・地域若者サポートステーション	10 人日	・小中学校等の児童・生徒等	924 人日	・小中学校等の児童・生徒を主とした 不特定多数の者等	1,272 人日		計 5,296 人日
・中小企業・業界団体	1,760 人日												
・工業高校等学校及び専修学校等	1,330 人日												
・地域若者サポートステーション	10 人日												
・小中学校等の児童・生徒等	924 人日												
・小中学校等の児童・生徒を主とした 不特定多数の者等	1,272 人日												
	計 5,296 人日												

【令和 8 年度の主な変更点】

■ものづくりマイスターの対象職種の追加

①園芸装飾 ②化学分析

(参考)

令和 7 年度追加職種

①ブライダルコーディネーター ②レストランサービス ③ビルクリーニング

④フラワー装飾 ⑤西洋料理 ⑥日本料理

■ものづくりマイスターの申請受付回数

年 4 回に増加 (4 月・7 月・10 月・12 月)